

私は、発議第5号 75歳以上の医療費2割負担の導入を中止するよう求める意見書について賛成の立場で討論申し上げます。

前政権から引き継いだ「全世代型社会保障改革」の柱となっている「75歳以上の後期高齢者の医療費窓口負担を2割に倍増する」法案が成立してしまいました。対象となる年金や収入世帯の条件は、意見書案の通りです。

国はこれにより約1,880億円の財源が増えるといっていますが、その内訳は窓口負担で980億円、そして自己負担が倍増することによる受診控え、つまり病院にかからない、で生まれる900億円を計算に入れています。それでなくとも、新型コロナウイルス感染症により受診を控えている状況が続いている中、さらに高齢者に負担を課すものです。消費税は10%引きに上げられました。本来なら現役世代の負担軽減や、世代間で平等に負担をすべきところ、負担の軽減額は一人当たり年額300円程度というもので納得できるものではありません。

今後2025年問題で国民の4人に一人が後期高齢者になることが確実です。今後は、国会の決議なしに年収要件を自在に変更できるようにもなります。これが反対する理由です。

さて、話は少しそれますが、今議会の一般質問で、知事選の投票率の低さの質問がありました。その中で、20代30代の投票率が低く、若い世代への政策が反映されにくい、高齢者の投票率が高いと政策も高齢者に傾くことになるという例えの発言がありました。その延長で、意見書の提出に言及されました。今議会の、つまり、この「75歳以上の医療費2割負担の導入を中止するよう求める意見書」を指していたことは確かです。どのような意見書を提出するかは、それぞれの議員が必要な手続きを経て行う権利であり、提出する議員及び賛同する議員に対する単なる揶揄として聞き逃すことはできません。地方自治法99条に規定され、議会及び議員が、日々の政務活動や請願・陳情などを受けて、住民の意見・要望を広く把握したうえで提案されるものです。議会の中には様々な立場や意見、考えがあり、賛否が分かれることもあります。しかし、投票率と世代間の政策の格差を意見書提出への批判の対象とすべきではないことをこの場をお借りして申し上げます。以上、後期高齢者医療に大きな影響を及ぼすことを懸念し、この発議第5号に賛成と致します。